

平成 30 年 12 月 3 日
令和 4 年 2 月 14 日改訂
令和 4 年 4 月 1 日改訂

生産性向上特別措置法に係る 日本医療機器工業会からのお願い

1. 窓口担当者（証明書申請連絡者）を決めて下さい。

費用の請求は月毎に請求書を発行いたします。証明書・請求書は証明書申請連絡者に届きます。社内の支払い部門に転送してください。

2. 会員及び非会員（メーカーまたはディーラー）からの申請を受付けます

この証明書はメーカーまたはディーラーからの申請を受けて発行する制度です。ユーザーからの申請は出来ません。

非会員企業への証明書発行について、申請書、添付資料の虚偽記載、資料不足、期限切れ等により証明書が発行できない場合は、お振込みいただき発行手数料の返金はいたしませんのでご理解とご了承をお願いいたします。

よって、証明書作成段階でご不明な点がございましたら事前に証明書担当係までご相談ください。

3. 初回及び登録にはエビデンスが必要です。

初回の証明書申請は、工業会で本税制の要件を満たしているか否か審査いたします。従いまして、申請書に記載された内容が確認できる仕様書もしくはカタログを添付してください。

なお、審査の効率化を考慮し、事前登録を受付ます。事前登録されたもの、あるいは 2 回目以降の同じ製品の証明書申請の際は、HP 上の認定品登録簿を参考にその登録番号を記載してください。

4. 証明書の申請代表者

社長もしくは部門長など、この証明行為に対し責任とれる方といたします。

5. 申請手続きは郵送もしくは宅配で。

申請手続きの用紙（様式 1, 2, 3, 4）は工業会からダウンロードしていただき下記

に記載した住所に郵送もしくは宅配でお届けください。

但し、1品目、1施設毎、1封筒でお願いいたします。審査が終わり次第、証明書に捺印したものを返送いたします。

※メール・FAXによる審査は行っておりませんので、必ず郵便等でご申請ください。

〈申請先〉

〒113-0033 東京都文京区本郷3-39-15 医科器械会館5F

一般社団法人 日本医療機器工業会 生産性向上特別措置法証明書係

6. 申請書再発行手数料について

本社名・事業所名等の名称変更による申請書再発行依頼が散見されております。令和4年4月1日より申請書再発行については、正式書類と同様に同額の手数料をいただきます。

7. 中小企業経営強化税制証明書のお問合せについて

お問合せ時間；午前9時～17時（平日）

上記時間内にお問合せください。

8. その他

中小企業経営強化税制証明書記入シートをご活用いただき、申請時に必ず添付してください。

日医工ホームページ→ダウンロード→資料9 中小企業経営強化税制証明書記入確認シート

以上